

# 法教育推進協議会 第37回会議 議事録

第1 日 時 平成27年3月23日（月）自 午後2時00分  
至 午後3時55分

第2 場 所 法務省第1会議室

## 第3 議 題

- (1) 高等学校等（普通科）における法教育の実践状況に関する調査研究の取りまとめ報告について
- (2) 中学生向け法教育教材の作成報告について
- (3) 法科大学院生による法教育活動の取組状況等について
- (4) 映画「ソロモンの偽証」と法教育施策とのタイアップ企画に関する報告について
- (5) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

## 議

## 事

笠井座長 まだ、お見えになっていない委員の方もいらっしゃいますけれども、予定された時刻になりましたので、第37回の法教育推進協議会をただいまから開催させていただきます。

まず、議事に先立ちまして法務省大臣官房司法法制部の萩本司法法制部長から御挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いたします。

萩本部長 司法法制部長の萩本でございます。本日はお忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。昨年7月から司法法制部長を務めておりますが、この会議に出席するのは今日が初めてですので、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から法教育の推進に御尽力いただくとともに、この会議における議論の充実や円滑な進行に御協力を頂いておりまして、誠にありがとうございます。本日は今年度最後の会議ということのようですので、今年度の活動を振り返るとともに、次年度に橋渡しをするということになるかと思えます。どうぞ、よろしくお願いたします。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から本日の議事と配布資料について御説明をお願いいたします。

梶山部付 それでは、梶山のほうから説明をさせていただきます。

まず、議事についてですが、机前にお配りしました議事次第を御覧ください。こちらにありますとおり、(1)から(5)まで五つの議題を予定しております。一つ目の議題は、今年度を実施しました普通科高等学校等における法教育の実践状況に関する調査研究について、報告書の取りまとめを行った株式会社エデュケーショナルネットワークから御報告を頂きます。二つ目の議題は、中学生向け法教育教材の作成に関しまして、事務局から御報告をさせていただきます。三つ目の議題は、法科大学院生による法教育活動の取組状況等についてということで、こちら事務局の方から御報告をさせていただきます。四つ目は、3月7日土曜日から上映されている映画「ソロモンの偽証」と法教育施策とのタイアップ等につきまして、こちら事務局から御報告をさせていただきます。五つ目の議題は、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてということで、事務局の方からまず現時点における検討状況等につきまして御報告をさせていただいた上で、委員の皆様方から御意見を賜りたいと思っております。

続きまして、配布資料の方を説明させていただきます。資料が1から4までございますが、資料1は普通科高等学校等における法教育の実践状況に関する調査研究報告書になります。議題(1)の関係になります。資料2は既に製本されて、間もなく全国の中学校等へ発送される予定の法教育教材の写しです。議題(2)の関係になります。資料3は法科大学院生による法教育普及活動に関する資料でして、議題(3)の関係になります。この議題に関しましては、このほかに席上配布をさせていただいている資料がございますが、後ほどこの議事の際に御説明を致します。資料4は、これも後ほど御説明させていただきますが、映画「ソロモンの偽証」とのタイアップポスターになります。議題(4)の関係になります。この1から4までの資料のほかに、その他議題(5)に関しまして何点か、席上配布させていただいている資料がございますが、これらにつきましても後ほど、この議事の際に御説明を致します。

以上になります。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議事に移りたいと思います。一つ目の議題は、高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究の取りまとめ報告についてということでございまして、高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究につきまして、調査研究を行っていただきました株式会社エデュケーショナルネットワークの方々から結果について御報告を頂きます。

この調査研究といたしますのは、全国の学校における法教育の実践状況や法教育を実践していく上での御意見、御要望などを明らかにするためのものでありまして、本年度は普通科の高等学校を対象に調査を実施いたしました。本日はその結果について御報告を頂きまして、委員の皆様にご協議いただければと思います。

では、よろしく願いいたします。

エデュケーショナルネットワーク（大久保） 委員の先生方、こんにちは。高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究を担当させていただきました株式会社エデュケーショナルネットワークの私、大久保と隣におりますのが伊藤と申します。本日は短い時間ではありますが、よろしく願いいたします。

では、早速、時間もありませんので、伊藤の方から報告をさせていただきます。

エデュケーショナルネットワーク（伊藤） 今、紹介いただきました伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、この度、全国の高等学校等（普通科）を対象に法教育の実践状況に関する質問紙調査を実施させていただきました。御協力いただきました委員の皆様、どうもありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。また、7月4日の法教育推進協議会以降の調査内容について、資料を賜りましてありがとうございました。9月下旬よりその結果調査を開始することができまして、705校の全国の学校様より意見、結果等を頂きました。報告書の取りまとめにおきましても、三度の御指導を委員の皆様方には頂きました。誠にありがとうございました。

それでは、報告書に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、調査の概要を記載させていただいております。調査の対象になりますが、全国の高等学校等（普通科）の2,345校を対象に実施をさせていただきました。実施の期間になりますが、平成26年9月25日から平成26年10月31日まで実施いたしました。11月26日受領分までをこちらで集計・分析させていただきました。

調査内容につきましては、学校に関すること、法律家や関係各機関と連携した教育活動、教職員向け研修会等の実施状況、法教育の取組とその位置付け、法教育に関する学習指導の状況、その他の取組・要望について伺いました。実践状況につきましては、平成25年度のことを中心に聞いております。また、法務省の御担当様と相談の上、法教育に関する学習指導の状況につきましては、公民科（現代社会、倫理、政治・経済）、それから、保健体育科、主に体育です。それから、家庭科、その中でも家庭基礎、家庭総合、生活デザイン、情報科（社会と情報）、特別活動、ホームルーム活動、生徒会活動を対象とさせていただきました。

なお、新学習指導要領が平成25年度から年次進行で実施されていることを考慮いたしまして、回答に当たって高等学校2・3年生、中等教育学校の5・6年生につきましては、旧学習指導要領の内容に読み替えて御回答いただきました。

次に、報告書の構成になりますけれども、設問ごとに集計結果を図示させていただきまして、その特徴を記述するという形式を採らせていただいております。調査内容が多岐にわたりますので、結果を活用される際に様々なページを参照される手間を考慮しまして、設問ごとに情報を集約させていただきました次第です。その他、本資料の68ページ以降ではまとめと考察としまして、結果のまとめでありますとか、今後の方策等をまとめさせていただきました。

それでは、調査結果の概要です。68ページ以降を中心に御説明させていただきます。

各教科、各科目の特別活動以外での法律家や関係機関と連携した教育活動についてですが、平成25年度につきましては連携が進んでいる学校ばかりではなく、61%の学校がいずれの先とも連携していないという回答を得ました。連携先の中で回答の割合が最も高かったものは、警察署（警察官）になりまして20%という数値でありました。その他の記載された内容を含めると、連携先に関しましては先に述べました警察署以外にも、法律家、裁判官、検察官、弁護士等、それから、地方自治体、大学、大学生、大学院生、PTAなどかなり幅広い回答が得られまして、確認を取ることができました。どこの連携先と連携したか、学校にその充実度を確認しましたところ、半数を超える64%が充実していたという回答が得られています。目的やテーマの選定のような計画段階から、実施後の生徒の様子との共有に至るまでを継続的に取り組むことで、各学校の状況に合った内容となり、満足度、充実度が高まっていくのではないかと考えられます。

その一方で、いずれの先とも連携していないという学校に今後の連携予定等を確認しましたところ、約半数が未定と回答されました。理由としましては、学校として法律家や関係機関と連携するだけの時間的な余裕がないというものが、どのような連携が可能か分からないというものが主な理由として占められました。そのほかに記述された内容としましては、教科・特別活動において連携しているということで、既に取り組んでいるというような回答がありました。私立学校の中では中学校段階でも実施しているという回答も僅かですが、見受けられることができました。法律家や関係機関との連携につきましては、どのような連携が可能であるのか、ほかの学校の事例等の情報を、学校が年間指導計画を立てる時期までに提供することが求められているように思われます。

次に69ページ、教職員向けの研修会等の実施状況についてです。平成25年以内に学内で研修会、勉強会を開催した学校の割合は4.8%、学外で開催された研修会等へ教員を派遣された学校の割合は7.2%とかなり低い数字で、一般的な取組ではないという様子を伺うことができました。理由としましては、学内、学校外のいずれも時間的な余裕がないという回答が圧倒的に多いことが判明しております。教職員向けの研修会等に関する意見・要望につきましては、法教育に関する教職員研修を推進する手段として、教育委員会が主催する研修に組み入れるなど、教育委員会との連携を求める回答が目立ちました。学校現場からは教職員が研修を受けやすい環境の整備が優先的に求められるのではないかとということが推察されます。

3項目目になりますが、平成25年度以降、各学校において法教育にどのように取り組んでいるのか、その充実度を聞き、更に現在の学校経営において法教育がどのような位置付けになっているのかということを中心に質問を致しました。法教育は公民科の学習指導を始め、各学校の状況に合った形で教育活動の様々な場面において実践されているという傾向が確認

できました。しかしながら、法教育に限定した活動を思い浮かべてしまい、実践していないと捉えられてしまったケースや学校現場で〇〇教育と言われる活動、例えば環境教育ですとか、そういった活動が多く求められている状況から、法教育という言葉に負担感を覚え、十分に取り組むことが難しいと捉えた場合があったのではないかと考えられます。

平成25年以降の法教育の取組状況とそれに対する認識を確認しましたところ、取組状況に対する認識はやや充実しているが38%、余り充実していないが38%とそれぞれ4割近くを占めているという回答になりました。現在の学校経営における法教育の位置付けを4段階で確認したところ、回答の割合はやや重視している51.8%、余り重視していないというのが32%という順に高いことが分かりました。

続きまして70ページに移りますが、4項目目、法教育に関する学習指導の状況につきましてです。さきにも述べましたとおり、本調査につきましては、公民科、保健体育科、家庭科、情報科、特別活動において、その実践状況を確認させていただきました。各教科で共通していることとしまして、法教育に関する学習の指導時間は年間2.0単位程度であるということが分かりました。法律家や関係機関との連携よりも、教科書に即した副教材の利用の割合というものが圧倒的に高いということもデータの中から読み取ることができます。各教科の詳細につきましては、時間の兼ね合いもございまして割愛させていただきます。

73ページの最後のまとめの部分の特別活動の前にもございまして、法の成立や改正、問題となる事例の変化の速さなどがありまして、教科書の内容では対応し切れず、様々な教材や資料等を参照している様子というものも伺うことができました。こちらに関しては指導支援をしてほしいという要望も回答の中から幾つか見られました。

その他の取組・要望等につきまして73ページの下部にございます。高等学校等（普通科）では、公民科、保健体育科、家庭科、情報科、特別活動以外で法教育に取り組む場合、総合的な学習の時間で実施されることが多く、他教科で得た知識を専門家や関係機関による授業を通して深めているということが分かりました。ほかには長期休暇の課題や生徒指導の一環で、日常的に法教育に取り組んでいるという様子も伺うことができました。

以上がその他の取組・要望についてでございます。追加で資料が1点ございます。こちらの資料ですが、法務省の御担当様と相談させていただきまして、本報告書では全体の結果をまとめておりますが、先般、このほかに学校種別との特徴についてお問合せを頂きましたので、何か情報が提供できないかということで新たに作成いたしました資料になります。各学校での法教育の取組について、総論的に質問をしました設問、法教育の取組とその位置付けについて考察し直した資料でございます。右上に日付が入っている方でございますが、学校の設置主体、男女共学・別学、高等学校、中高一貫校の学校の別に集計した資料となっております。数字を見ていただきますと、表に示しておるとおりでございます。各学校における法教育の取組とその位置付けには、学校の設置主体や共学・別学、高等学校、中高一貫校等の学校による大きさや特徴による差異というものはないというようなことが見受けられます。

このような結果が得られましたので、平成25年度以降の法教育の取組を充実させていると回答された学校、あるいは学校経営における法教育の位置付けを大変重視していると回答された13校の学校の取組をまとめたものが裏面の資料になります。現在、法教育を重要視されて、かつ充実させていると認識を持たれている学校の取組事例となりますので、一つの

御紹介ということで挙げさせていただきました。

調査結果についての御報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして委員の皆様から御質問、御意見等を頂ければと思います。どなたからでもよろしく願いいたします。どうぞ、高橋委員。

高橋委員 司法書士会の高橋と申しますが、非常に興味深いのは関係機関、法律家との連携というところですけども、拝見すると一番多いのは警察署、それから、税務署、税理士会さん等ということを見ると、この協議会で議論しているような法教育というものをきちんと捉えた形で回答なさっているのかどうか、いわゆる先ほどおっしゃった〇〇教育というものも含めた、広い範囲の法教育に対する回答なのかなという気がするんですけども、その辺はどうかということと、あと、もう1点は12ページのところを拝見して、その連携の件で連携を見付ける方法が分からないとか、連携のための予算を確保できないとか、こういうことを見ると、もしかしたら我々法律家はきちんとした情報提供ができていないのかなという気がするんですが、そのような何か調査をされている中で感じたことはありますでしょうか。

エデュケーションネットワーク（大久保） まず、1点目に御指摘いただいた分ですが、先生がおっしゃるとおり、警察署というのが一番多く提携先として上がっておりますので、ここは交通安全教育ですとか、そういった面も含めて広い意味での提携先と回答しているということが推測されます。ただ、具体的に確実にそうだとすることは申し上げられませんが、一応、提携先と法教育の内容を照らし合わせまして、そのように考えられます。

2点目につきましては、提携先を見付けるところでホームページ等、提携先を見付ける先の手段ということですが、この点につきましてもホームページ等に出てくるとか、お知り合いの方ですとか、そういったところで探されているという状況が見受けられます。先生が御指摘のとおり、教員の先生方に時間がないというのが一番苦勞されているというところがございます。目に入りやすさですとか、調べやすさみたいなものは少し強調されてもよろしいのではないかと捉えているところでございます。

高橋委員 ありがとうございます。

笠井座長 今の点に関連してでも結構ですし、関連していなくても結構ですので、ほかの委員の方、いかがでしょうか。どうぞ、岩崎委員。

岩崎委員 今の点でいうと、例えば東京の警視庁という、警視庁の各警察署がございますけれども、警察署は必ず学校と連携するようになっていまして、その成果が問われているところがあって、例えば学校側にすると、全ての公立学校で実施しているセーフティ教室とか、子どもたちが社会の法や決まりを守る人になってほしいというところから、特別活動の中でそういう講演会等を持ったりします。そこに盛んに警察署の方が関わって、連携しているようなところがあります。先ほどの話のように各警察署で各警察署管内の学校との連携を今、思い切り進めようとしています。これは高校ですけども、小中学校でいくと必ず管内の学校と警察署の連絡会というものが何年前からですかね、行われるようになっていまして、そういう面から増えているのかなと。学校側からすると、これは飽くまでも子どもたちの規範意識を育てたりというところでの位置付けで、呼んでやっているんだというところだと思うんです。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。法律家の他の機関という意味では、村松委員、何かございませんでしょうか。

村松委員 遅れてきて申し訳ありません。なかなかまだ、読み切れていないところではあるんですけども、今、岩崎委員の方から警察が学校と連携している、積極的に取り組んでいるという話が出ていますけれども、大体、何年くらい前からそういう取組は始まったんでしょうか。

岩崎委員 平成18年度に都教育委員会と警視庁とが協定を締結し、前からやっているんですけども、特に平成18年度ぐらいからですかね、一層盛んにやるようになったと、感じています。各警察署でそういう学校との連携と、あと、学校管理職全員と、地元の商工会とかも含めて警察署で連携した子どもの健全育成の会議も行うようになったと思いますけれども。

村松委員 そういう取組をしていくのは、法教育としては必要なのかもしれないんですけども、なかなかまだ、連携が取れていないのかなという感じがしますね。

岩崎委員 今、おっしゃった連携というところでいうと、結構、例えば司法書士さんとか弁護士さんとか行政書士さんとか、東京都の場合は法律専門家というくくりで、そういう方々との連携では、こういう人がいらっしゃるよとか、こういうところに電話すればいいですよというのは、都教育委員会が学校から質問されると、すぐ、それにアドバイスできるようなシステムを作っているのと、今回、この3月にまた法に関する教育のリーフレットを配布していますけれども、今回の内容は全ての面が法律実務家との連携の授業の提案をしているようなものになっていて、最後のページにはこういう人に来てもらいたい場合は、ここに電話してくださいといった情報を載せています。

先ほども話がありましたけれども、結局、学校における〇〇教育は教育課題として位置付けられるので、これは教育課程の分類ではありません。

学校の教員は、教育課程の視点での指導で一杯一杯、当然、その中には教育課題に関わる内容も入っているんですけども、それで一杯一杯になっている実態があります。そこに、いろいろな教育課題、法教育、金融金銭教育とか、租税教育とか食育とか、山ほどありますので、ここでは法教育だけを重視して、今、ここで話し合っているんですけども、こういうのが山ほどあるんです。そこからいろいろな資料が送られてきて、この教育をやりましょう、やりましょうと言われてもとてもできないよと、はっきり言えば、日頃の教科指導の視点での指導で精一杯だよというところがあり、その上で外部との連携という、どれも外部の人と連携していったら学校の授業が進まないよと。では、どこを呼ぶかというのは学校判断になり、また、頼みやすさとか、連携のしやすさとか、そういうところも現実の問題としては考えてやっていっているのかなという気はします。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、どなたか何かございますでしょうか。どうぞ。

小粥委員 二つあるのですけれども、一つ目はアンケート項目を作るときにも意見を申し上げたつもりでしたが、法教育とはどういうものかということについての認識が高校ごととか、あるいは地域ごととかによってずれる可能性があると思っておりまして、そうだといたしますと、こういう形で全国一律にデータをまとめてしまいますと、学校ごとあるいは回答者ごとに法教育はどういうものかと考えていることのそれぞれの違いが見えなくなってしまうのではないかということです。二つ目は、一つ目とも関係するのですが、今回の調査結果の生

データに近いようなもので学校名を伏せた形でエクセルみたいなところに回答をざっと並べて提供していただくことはできないかということです。例えば、教育学、法教育を研究する研究者などが、ソートかけるなどして、データを利用できるような形で今回の調査結果を出していただくと、今後、この問題を研究する方々にとって貴重なデータの宝庫になると思いますので、そういう形で法制部にデータを預けていただく可能性はないかなと思っているのです。

それによって、例えば都道府県ごとの偏りが浮かび上がるかもしれませんし、あるいは学校の回答者ごとに、今、岩崎先生がおっしゃったような形で教科教育の外出しみたいな形で法教育を考えている方々と、それから、普通の教科教育の中にも法教育は入っているんだという認識で御回答されている方々がいらっしゃると思いますので、そこから派生する違いが見えてくるかもしれません。

一つは法教育の意義というのが多様であり得るのではないかと思うということ、もう一つはデータをエクセルみたいな形で出していただけないかということ、そういうことでした。  
笠井座長 今の点についてエデュケーショナルネットワークさんから何かございますでしょうか。

エデュケーショナルネットワーク（大久保） 報告書の元データの御提供に関しましては、法務省の担当者の方と御相談という形でよろしいですか。その後に御回答させていただきます。  
笠井座長 法教育とは何ぞやという話は正におっしゃるとおり、小粥委員から前からもお話がありまして、そこについての認識というのがどうも回答される側にとってまちまちであるという問題があって、なかなか、分析のしにくいデータだなというのが本当にありますよね。調査票の76ページに一応、法教育とは何ぞやというのが書いてはあるんですけども、なかなか、難しい問題でいつも悩むところだなと思います。そもそも、法教育とは何と考えますかと問い掛けてみたいぐらいのところは本当はあるところであります。

ほかの委員の方、何かございますでしょうか。どうぞ、長戸委員。

長戸委員 長戸と申します。よろしくお願ひいたします。今日で参加させてもらうのは2回目で、本当は当然知っておかなければいけないことかもしれないんですけども、質問させていただきます。先ほど法教育を進めるに当たって連携先が分からないという回答が随分多くて、本当に法教育を普及させていく余地というのは数字を見ている限り、随分、あるんだと思いました。現場側の〇〇教育で手一杯という中、例えば最近、メディアで大きく取り上げられた川崎の事件があったんですけども、あれは本当に担当部局を超えてひどい事件であるということで、大きなニュースになったと思うんですが、仮にの話なんですけれども、人権教育とか、そういった自分の身を守るためにも、是非、必要な教育なんだと、自分の身を守るし、ほかのクラスメートの権利を守るとか、そういう意味で非常に大切なものであるという形で、例えば連携先が分からないといった場合の解消策を何か充実させていける方法というのはあるのかなと思っておりまして、現在、何かそういうコーディネーターのような役割をされる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

笠井座長 他の委員の方でどなたか、例えば弁護士なり、司法書士なりの専門職の方あるいは教育委員会というのも一つはあると思いますけれども、どなたか御発言はありますか。では、どうぞ。

村松委員 実施している各団体ごとに学校と連携を取りながら実践をしているんだろうと思っ



ています。弁護士会であれば日弁連が中心にはなっておりますが、実際には各地の弁護士会がそれぞれ法教育委員会ないし法教育センターというものを持ちまして、学校に対して弁護士会の取組、こんなことをやっていますよということのアナウンスをして、学校からオーダーがあれば、その授業を行っている、あるいは場合によっては学校の先生と一緒に連携をしながら新しい教材を作る、そういった取組をさせていただいています。

笠井座長 高橋委員、何かございますか。

高橋委員 司法書士会も弁護士会さんと同じように、全国各地にそれぞれの組織があって中央に組織があってということなんですけど、ただ、残念ながら司法書士会だけの活動で横の連携がなかなか取れていないところがあります。ですから、今日の14ページの中に、今、長戸委員がおっしゃったようにコーディネーターが必要でないかということの意見・要望もあつたようですけれども、法教育に関わる組織全体を見渡せる方がうまく振り分けるような機関、例えばどうか分かりませんが、法テラスからの情報提供であるとか、そういったいろいろ核になる組織がこれからは必要なのではないのかなということを感じております。

笠井座長 法テラスの話が出ましたので、中井委員、何かございますか。

中井委員 法テラスの方も、法教育についてはいろいろ議論を重ねてきた経緯はあるんですけども、地域における法教育の活動の核となってというふうなアイデアもあつたのはあつたんですけども、なかなか、それだけのマンパワーと蓄積が現実にはないかなということと、結局のところ、従来から取り組んでおられる弁護士会さんとか司法書士会さんと、それこそうまく連携しながらということになって、コア的な役割を演じるころまではなかなかいかないかなという感じはあつたところなんです。その一方で、実は法テラスは昨年度の終わりぐらいから法教育といえ、今、この場で議論しているような学校教育向けのものをイメージすることが多いわけですのでございますけれども、社会人とか一般市民向けの啓発的なものといえますか、そちらの方に少し軸足を移して展開していこうかという方向付けをしているところでもありまして、なかなか、その辺の兼ね合いが難しいかなと思いつつ、取り組んでいるところではございます。

笠井座長 ありがとうございます。

あと、教育委員会との連携という話もこの中には出てきましたけれども、岩崎委員から何かございますか。特に教育委員会の話とは別でも。

岩崎委員 東京都も東京弁護士会さんといろいろ連携させてもらっているんですけども、どこに相談したらいいか分からないでしたか、学校側さんから答えているんですけども、こう答えているから広がっていないんだとは言えないかなと思うところがあります。答えるときに一番手っ取り早い答え方は、連携の仕方の窓口が分からないというのが答える側としたらうまく断るときの断り方みたいな感じもして、それを選んでいるのかなという感じもします。

私どもの方で例えば今年でいうと、弁護士会さんの方にアドバイスさせていただいたのは、実際に各学校が望んでいるというものは重たいものではなくて軽いものであるということなんです。つまり、先ほども教育課程の中に本来、位置付けられている法教育ということと他に特別にやるものとか、話題に出ていましたけれども、当然、例えば社会科の授業の中で高校でいうと公民の中で、既に法教育の学習をやっているわけなんですけれども、それにちょっと味付けをして軽くできて、充実が図れるみたいなものを結構、学校は望んでいる面があるの

かなと考えます。だから、何が何でも法教育、法教育という重いものを作って、すごい大きな塊で、これをやれば一生忘れられないみたいなものを作りたいような思いでどかんと作ってしまいがちなんですけれども、学校が使いやすいパッケージを作ってもうまく宣伝していくという工夫、すみません、余り本質的なことではないんですけれども、そういう工夫も必要なのかなと思いました。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかに特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

大変有意義な御報告を頂きまして、本当にありがとうございます。我々もいろいろと反省しなければいけないことも、こういうのを見ていますといろいろ感じるわけでありまして、今後の法教育の充実により活かせるように、我々も努力していきたいなと思っております。

では、本日はどうもありがとうございました。

何か、事務局の方から御説明はございますでしょうか。

梶山部付 本日は委員の先生方から非常に貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。今回の調査は普通科の高等学校に限定したものでしたので、今回の調査結果、それから、本日の御議論の結果も踏まえまして、来年度は工業高校や商業高校など、いわゆる実業高校を対象とした調査を実施したいと考えております。その上で、これで高校全体ということになるので、今回の調査結果も合わせてよく検討して、今後の方策を考えてまいりたいと思っております。それから、ただいまいろいろ御議論いただいた点は、本日の議題の（５）の普及・充実に向けた今後の取組等についてというところにもかなりつながってくるところでして、今の連携のところなども、また、ここの議題のところでも御意見を賜ればなど、今、思っているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

笠井座長 ありがとうございます。

来年度は実業高校を対象ということ、また、その内容についてはこれから詰めていくことになると思いますが、今、記憶の新しいところで何か今の報告を聞いたところで、こういう調査の視点というのが何かあるのでは、こういうのがあるのではないかとというのが何かございましたら、今、伺っておいてもいいかなと思えますけれども、取りあえず、よろしいですか。また、お気づきの点などをまた事務局の方に何でもお知らせいただければと思います。

では、次に二つ目の議題であります中学生向け法教育教材の作成報告についてに移りたいと思います。まず、事務局から御報告をお願いいたします。

梶山部付 それでは私の方から申し上げます。中学校教材の作成につきましては、平成26年7月31日に中学生向け法教育教材作成部会を立ち上げまして、現場の先生方がより使いやすいような教材を作成する必要性について検討した上で、既存のルール作り、私法と消費者保護、憲法の意義、司法、この四つの分野を扱った既存のものをリニューアルするということといたしました。資料2の3枚目、こちらに、今、申しあげました部会の構成員の名簿がございますが、ここにありまして、本推進協議会の委員の先生方を始め、広報部会の構成員の方、それから、文部科学省の樋口委員に御推薦いただいた4名の学校の先生の方にも御協力いただきました。その結果、作成されたものがこの資料2の教科書ということになります。最終的に教材は1万4,000部を作成いたしまして、近日中に全国の中学校や教育

委員会等へ配布する予定としております。

以上になります。

笠井座長 ありがとうございます。

この教材について作成の最終段階でしたけれども、一応、皆様方にお配りして御意見なども頂いたところでありますけれども、何か今、ここで御意見等を頂けることがございましたらお願いしたいと思いますけれども、あるいは何か御質問等でも結構ですけれども、江口委員、苦労話でも何か。

江口委員 私よりも法律専門家の先生方がここまで厳密に議論するというのに驚きました。

笠井座長 樋口委員、大変御努力いただきましてありがとうございます。何かコメントとかございますでしょうか。

樋口委員 新しい学習指導要領、現行の指導要領に基づいた形で教材がリニューアルされていますので、現場の先生方にも使いやすくなったのではないかと、このように自負はしております。

笠井座長 特に一生懸命、お作りになったという意味では、磯山委員、何かコメント等はございますでしょうか、御苦労話とかでも。

磯山委員 笠井先生を始めとする、あと、もちろん、法務省の職員の方々、あと、法律の専門家のいろいろな御助言のお陰でまとまったかなと思っています。ありがとうございます。

笠井座長 リニューアルといいますけれども、最近のいろいろな情勢、特に裁判員の話なんかも含めて変わってきているところを踏まえて、大変充実したものになっていると感じております。よろしいでしょうか。特に何かございましたら。

それでは、この教材の作成に当たりましては本当にありがとうございました。

では、議題（２）については以上とさせていただきますと思います。

では、次に三つ目の議題であります法科大学院生による法教育活動の取組状況等についてというのに移りたいと思います。それでは、事務局の方からお願いいたします。

中島官房付 それでは、事務局から御報告をさせていただきます。法科大学院生による法教育活動の取組に関しましては、これまでに平成25年7月の第33回推進協議会、それから、昨年7月の第36回推進協議会におきまして、中央大学の法教育教室、それから、東京大学の出張教室の方から、それぞれ、多摩少年院と市原学園における法教育授業の実践報告をいただいております。その後、法務省におきましては最高検察庁などの御協力を頂きまして、本日、お配りしております資料3のチラシを配布するなどいたしまして、法科大学院生による法教育授業について法科大学院生への広報活動を行ってまいりました。その結果、一橋大学、慶應義塾大学、そして、早稲田大学の各ロースクールの学生さんから、是非、自分たちも法教育授業を実施してみたいという声を頂いております。

新たに取組を始めた3校につきましては、今年1月19日に慶應義塾大学が教授会でサークルとして認可を受けております。また、一橋大学におきましても今年3月2日に正式なサークルとして認可を受けております。それから、早稲田大学につきましては現在、サークルの立上げに向けて動いているという状況です。いずれのロースクールもまだ発展途上の状態でございます。試行錯誤の状態が続いております。ただ、こういった法科大学院生による法教育の活動といいますのは、今後の法教育の推進に向けて大きな力になってくれるものと考えておりまして、法務省としましても、そのためのサポートを行いたいと考えております。

また、現在は関東地方の大学のみでの取組となっておりますけれども、この取組が関西地方あるいは全国各地のロースクールにも広がっていくことを期待しております。

それから、法科大学院生によりまず法教育の授業に関しまして、本日、席上配布資料として法教育祭というチラシをお配りしておりますけれども、こちらのイベントについて御紹介をさせていただきたいと思っております。こちらは3月3日に渋谷区の鉢山中学校で行われました法科大学院生による法教育授業のイベントのチラシでございます。このイベントは、元々は法教育を正課の科目として単位認定の対象としております國學院大学のロースクールが、その科目の成果発表を行う場として企画していたものでございます。その際に、この科目を担当されております國學院大学のロースクールの教授でもある今井弁護士から、ほかの大学も参加してはどうかというお誘いを受けまして、このイベントに一橋大学と慶應義塾大学のロースクールの法教育サークルも参加することになったものでございます。サークルを立ち上げた一橋大学と慶應義塾大学が一番悩んでいたのは法教育授業を行う場所、つまり、どの学校で行うかということの場所の確保でございまして、今井弁護士からの御提案というのは非常に有り難いものでございました。

ちなみに、私もこの鉢山中学校の出身でございまして、私自身もこの3月3日の法教育祭に参加をさせていただき、実際に法教育授業の授業参観、それから、その後の先生方やロースクール生の意見交換にも参加をさせていただきました。当日の実際の授業では、授業の進め方についてそれぞれに工夫を凝らしたロースクール生の熱意が随所に感じられましたし、また、授業を受ける生徒たちも真剣に考えて熱心に議論に参加している様子うかがわれました。また、今回、初めて法教育授業を経験しました一橋大学や慶應義塾大学の学生からも、ほかのロースクールの学生が行う授業を見比べることができて、法教育の在り方、ロースクール生が法教育を担う意義等について意見交換できたことは、大きな成果であったと思っておりますというような声も頂いております。今後、次回以降の推進協議会におきまして、國學院大学での正課科目としての取組内容、あるいはこれらのロースクールの法教育サークルの実践報告をしていただく機会を設けることも検討したいと考えております。

以上でございます。

笠井座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして御質問等を頂きたいと思っておりますけれども、最高検察庁との協力という点もありますので、稲川委員から御発言をお願いできればと思っております。

稲川委員 今、私は最高検の総務部長という仕事で、あまり事件と関係ない雑多なことを全部引き受けているというようなポストにいて、法教育とは別に法曹養成の問題とか、司法試験あるいは司法修習委員会で司法修習の在り方とかロースクールの方とか、いろいろなことに関わっています。その関係で、ロースクール生が、法教育の担い手として参加することについて、どんな点がいいかなと思っていることを述べた上で、今、最高検としてどんなことをやっているかということと、今回、私も今井弁護士と個人的に知っていて誘われて授業を見てきていますので、そのときの感想を紹介したいなと思っております。よろしく申し上げます。

ロースクール生が法教育に関わるということは非常に面白いなと思っている点があるんですが、法曹養成制度あるいはロースクール側から見ると、法律家を目指す、あるいは法科大学院に来る人が少し減っているという問題もあって、法律家の基盤を拡大していくという意味で、例えば東大とか、今は中央なんかも自分のところの出身校とか、そういう中学

とか高校に行っているいろいろ面白い法教育活動をやっているんですけども、そういうのを見ている中学生とかが、将来、こういうことも面白いなという興味を持っていただけるという意味で、底辺の拡大になるというのが一つメリットとして考えています。

もう一つ、今度はロースクールとかロースクール生側にとってですけども、学んだことを人の前で自分が企画を立てて口で言うのは、すごく法律家になる上で大事なセンスでして、そういったことを学べる場というのがもちろんインターンシップその他であるんですけども、一番、法教育は分かりやすいなというところがあります。法教育の意義をどう捉えるのか、私は詳しくは分かりませんが、法の背後にある基本的な価値、考え方というものを人に説いていくという上で、いろいろな民法や刑法とかを学び始めたロースクール生が、その背後にある基本的な利益考慮とか価値観みたいなもの、分かりやすい事例を選んで中学生に自分たちの言葉と一緒に議論しながら教えていくという、それはすごく法曹養成の在り方として非常に優れた制度だなという、そういう意味ではロースクール生にとってもメリットがある。

学校の先生から見ても、先ほど出ていましたけれども、敷居が高いというか、どこにどうチャンネルをつなげるか分からないという問題はあると思うんですけども、ロースクール生はただですし、いろいろ教育実習生と同じような形で一緒に議論しながらやっていけるとい、そういう意味で敷居が低いし、かつ向こうにとってもやってみたいという興味を持ってやっていますので、比較的、学校側にとっても受け入れやすいのかな、そんなことを考えていまして、ちょうど法務省の方がこういう企画でいろいろやったら、ロースクール生もそういうことをやりたいというのが集まってきたということで、それ自体は非常にいいことなのではないかなと思っています。

今、最高検の方も裁判員裁判とか検察審査会が改正になりまして、一般国民がそういった司法に直接関わってくる、その決定ができるというような中で、法の支配の実現というようなことが非常に重要になってくる。そういうものの背後にある基本的な価値観を広く普及していくことは非常に大事なことで、優先課題の一つだと、こう考えているんですが、裁判員裁判を始めた頃は御承知のとおり、すごく国家的キャンペーンといいますか、最高裁ももちろん弁護士会も含めてかなり一生懸命やっていたんですけども、残念ながら、それほどものが今はなくて、どこかから何かこういうことはできませんとか、あるいは頼まれれば最低限、対応する各地検とか、多分、裁判所も同じだと思うんですけども、そういう限度で受け身ではあれ、言われれば必ず何かを真面目ですから着実にやっていくという、そういうレベルなんです。まだ、積極的にこっちから何か統一的なマニュアル的なものでこんなことをやろうとか、そこまでは多分、いっていないんだろうなという感じはするんです。

ただ、もちろん、弁護士会とか司法書士会は、いろいろやっていらっしゃるのは分かっているんですけども、うちも裁判所もそこを頼まれない中で何かをやるというのは非常に難しいな。そういう中でロースクール生はある意味、うちにとっても共通のところがあるものですから、そういう方々がもし今度、そういう活動に積極的に関与するというのであれば非常にいいなと思っています。アメリカなんかで法教育が始まったきっかけが、そういうロースクール生のストリートローから始まっているというようにいきさつもありますし、今、法務省が東大とか中央で若干始めている非行少年の非行教育の中にそういうことを取り込むということも、アメリカなんかでは非行防止プログラムの中にきちんと組み入れているので

すけれども、そういうところまで入っていけるとロースクール生にとってもプラスですし、非行防止という観点からもプラス、こういういろいろメリットがあるのではないかなと思っています。

そういう一般的なことを踏まえた上でですが、私も法教育はどんなことをやっているのか、内容は知らなかったんですが、この間、この中学校へ行って見て、やはり、見てみるものだなということで、見た上での若干の感想を述べます。四つ見て、刑事的なものと民事的なものが半々ぐらいでして、例えばその中の一つでなかなか面白い切口だなと思ったのは、刑法の実行の着手をベースにしたものでした。その辺で寝ている人からかばんをひったくってくるという事件を題材にして、よし、やってやろうと思った瞬間、あるいは近付いたとき、あるいはバッグの中に手を入れたとき、あるいは中のものを取った、あるいは逃げたというどの段階で人を罰していいのかという一般的な問題を出して、逆に言うと、内心、思ってもそれだけでは自由で、それは基本的に法は処罰しません。人が実際に被害を受けた、あるいは実害を感じるような段階で初めて罰するんですという、そういうことを分かりやすい例で説明しながら、内心の自由は大事にしようと、でも、人に危害を及ぼすような行為というのは駄目だよねみたいな形でまとめていくという授業が一つありました。もう一つは契約の自由と責任という分かりやすいテーマで、売買契約の事例を出して、最終的に自由には責任が伴うんだよというテーマを中心にして課題として持っていくものでした。

どれも50分授業で、この中学校は1年生が2学級、2年、3年が1学級しかない、都市の真ん中にある、そういうところなんです、全部のクラス、全部が見られたというのが非常に面白いんですが、中学生は1年生と3年生でこれだけ違うんだなと、同じ課題で同じことをやるにしても、学校側の実情とか生徒の実情を全然分からないと駄目だな。これが一つの感想です。

もう一つは先生方が言っていたんですけれども、各1学年に5クラスあったら5クラス共通にやりたい。でも、実際にそういうのはなかなか無理で、1クラスとか2クラスだけだとやりにくいなというところがあったんですけれども、今回は全部まとめてやれたということで非常よかったという言い方をしているんです。そうすると、学校側もニーズがあって、かつどういふことをやってくれるかというのを先生がある程度、指導できながら全体がうまくやってくれるのであればいいんだけど、そういうことを全部まとめてやってくれる相手がなかなかいないという、そういうところがあったんですけれども、今回はそれが非常にうまくいっていたようです。

もう一つは、これも先生の感想なんですけれども、例えば今の契約の自由と責任のテーマについては、グループ分けにしているいろいろな面白い議論をしながら、最後にまとめていくというんですけれども、1週間前に生徒なしで軽くりハーサルをやったらしいんです。担任の先生は、最初「見てもらえないと、これでどうなるかな」と思ったらしいのですが、50分授業の中でテーマを決めて最後にここへいく、そのプロセスでここをやるという指導をして、認識を共通化して、何をどうやっていったらいいのかというようなことを、ロースクール生と話し合ったらしいんです。

具体的には、学習指導要領にのっとったカリキュラムの中で50分の単位で目的を決めて、結論のところに至るまでは絶対にやる、ここだけは維持するというを前提にかなり議論したらしいんですけれども、当日、その先生に言わせると、「何でこんなに変えられるのか

なというぐらいのすごくよくなっている」と。だから、本当にすばらしいできだったと言っていました。それも聞いて思ったのは、ああいう若いローの人たちは教わって、それを発展してよりよくしていくということに優れているところがあるが、多分、弁護士さんだとなかなか難しいのかなと思いつながりながら聞いていたんです。ロー生は、先生が指導してくれる教え方というか、教育的な部分を吸収しながら最終的には法律で学んでいる自由には責任を伴うとか、実行の着手・時期において、現実的な被害をどう考えるか、それがなければ人は処罰できないということのをうまく伝えられていたと思えました。また、模擬裁判的なこともやっただけですけども、結局、途中で変なおじさんが入ってきて、それがやらせだと全然分からせないようにうまくやっておいて、後で人の記憶はいかに当てにならないかというのを言って、模擬裁判の最後の評議の結論に反映させるもので、人の記憶は余り当てにならないよね、それだけで信じては駄目だよ、人の話はきちんとした根拠を持って聞こうと、こんなテーマに持っていくものです。先生方の教え方の指導を受けながら、法律を多少とでも学んでいるロースクール生の法的なものの背後にある考え方みたいなのをきちんと示すという、それが少なくとも四つともそれなりに短時間で意図するところは伝わってきたかなという感じがしたんです。ですから、僕は先生の立場はよく分からないんですけども、こちらから見ていてもすごく中学生に反応がいいなということだけは感じました。

先ほど警察の関係先が多いというのも、警察は警察で地域社会の中で小学校、中学校との治安維持も含めた非行防止という目的の下で連携できてしまう、こっち側も頼みやすい、だから、人のつながりがあると思うんですね。お互いにそういうロースクール生側のメリットとか、いろいろなことを考えながら、そういうのが拡大して先生方とつながっていくと、これは今後の法教育普及の一つの大きなツールになり得るのかなと思います。ただし、一つ重要な課題があり、ロースクール生が言っていたんですけども、はっきり言って、ロースクール生でこんなことをやっている余裕がある人は本当はいないと、余りいないと、非常に大変なんだと、司法試験に通ることが精一杯で、とてもではないけれども、こんなことを好きでやっている人というのは本当に好きだからできるんだと、でも、それでもやった努力しただけのかわがって、本当に今後も続けていきたいと言ってくれたんです。確かにこれは大きな課題ですが、将来的に7割、8割が合格するぐらいのロースクールになるという時代がくれば、これは非常にいいツールになるのかなと、そんな感じがしました。

すみません、ちょっと長くなりました。

笠井座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告や稲川委員の御発言などにつきまして何か御質問、御意見等が委員からございましたらお願いいたします。どうぞ、長戸委員。

長戸委員 最後の法教育の更なる普及のところにも、最後の部分につながるのではないかなと思うんですが、先ほど最初のお話を聞いていて、もちろん、コーディネーター、ファシリテーター等のことを私はお伺いしたいんですけども、実際に弁護士会や日弁連等がいろいろ働き掛けていらっしゃるというのは知っていたんですけども、警察との連携というのはそれなりにできているところがあって、弁護士会との連携が警察に比べてどうも薄そうだなというのは、どんなところに原因があるのかなと思ったものですからその違いを、最後の議題のところでも結構なんですけども、現場の岩崎委員に改めて伺いたいなと思った次第です。

笠井座長 それはどうでしょうか。最後の議題のところでも村松委員や岩崎委員から御説明い

ただくなりいたしましょうか。

法科大学院の関係とか、この件についてはいかがですかね。橋本委員、金沢は法学部でしたか、金沢は何かをやっているんですよね。

橋本委員 金沢大学は法友会という組織の中で、学校現場に派遣をして授業を実際に行っていると、主には高校だったと思いますけれども、やっているというのは伺っていて、今日、答えられるかどうか分からないんですけれども、契約の話があったんですけれども、恐らく消費者契約の教育の法律もできて推進法もできて、消費者契約における法教育というのは、これから非常に充実させていけないといけないという部分もあると思うし、逆に高校生がこれから社会に出る中で、契約のことをしっかり学んでおかないといけないという部分があって、恐らくそこは非常に学校現場のニーズがあるんだろうなと思うんですけれども、今回、法科大学院生による法教育の授業において、学校現場のニーズというのは、大体、この辺にあるということをつかんだ上でやっているのか、その辺りというのはどうなのか、今日、稲川委員が答えられるかどうか分からないんですけれども。

稲川委員 少なくとも私は知らないんですが、小耳に挟んで何でこんなテーマを選んだのかとか聞いたら、まずはロースクール生がいろいろサークルを初めて作ったということを中心に話して、あるいは法務省のこの推進協議会の担当の方と会って教材的なものももらったり、今、インターネットでいろいろな検索ができますので、そういうもので情報を取った上で、何かテーマを自分たちで本当に自由に選んだらいいですね。

一緒にやっていた國學院の方は単位として取れるものですから、それこそ、授業の一貫としていろいろなことを勉強している中で、最終的に法教育実践という形になるということですから、まずはそれぞれのロースクールの生徒たちがある程度、法教育にふさわしいようなテーマを幾つか選んでやってきて学校の先生と話して、学校の先生はこれだったら面白いねというような中で、お互いに意思が合致したところでやったということで、先生側から一方的にこういうことをやってくれということではなくて、かつロースクール生が絶対にこれにするというわけでもなくて、その辺が話し合った中でふわっと面白いね、やってみようという、そんな流れだったと聞いております、今回は。

橋本委員 分かりました。ありがとうございました。

稲川委員 あと、情報として、今井先生が呼んだのか知りませんが、例えば別の大学、金沢とか明治大学とか、いろいろところが結構、ロースクールではなくて大学の学部の中でそういった法教育をやっているんです、自分のところの系列校の高校なんかに行ってやっているんですということで、今回、参考になりそうなもので来たという方もいて、必ずしもロースクール生に限らないと思うんですけれども、そういう大学、法学部の学生とか、ロースクール生がやるということには共通した意義があるのかなと思っています。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかに何かほかの委員からございますでしょうか。どうぞ。

江口委員 今のような取組を可能にするために、文部科学省の管轄なんだから文科省の中で実験的にやってみるという努力をしないと、ロースクール生を使ってサステナブルな教育課程として位置付けるためには何が必要かという、やってみないとという感じがしていますというか、今、今井先生や幾つかの先生方が個人的な付き合いでやっていたらいいと思いますけれども、東京都はやりやすいところですが、例えば私の茨城県なんかはロースクールも



ないわけですから、でも、日本全国、いろいろな意味で必要なカリキュラムはあるわけですから、実験的にやればいいのになというのが素直な感覚なんですけど、別に正式にやらなくてもいいのではないかと。

笠井座長 逆に正課の國學院みたいに、例えばリーガルクリニックでやったら何時間かある種の拘束もあって、いろいろな準備もして現場にも出て行ってというので2単位が取れますということで、それが卒業に必要な単位に組み込まれるというのであれば、むしろ、法科大学院生もこういうのに取り組むインセンティブというのが働くと思いますので、やるのだったら、正にこういうふうにするというのが一つの正攻法だと思いますし、そういうことというのは今の法科大学院教育で各法科大学院が決断をすればできると思いますので、そこは別に文科省から言われなくても、やろうと思えばできるのかなと思います。正に各法科大学院の先生方がどのくらい、こういうことについて理解とか、あるいは熱意を持っていただけるのかというのは、自分にも跳ね返ってくるかもしれませんけれども、そういうことかなというのをまずは思いますけれども。

稲川委員 今の点だけに関して1点だけ補足しますと、例の法科大学院の再評価プログラムの方も私は関与していますので気が付いたんですけども、少なくとも、今、全体の法科大学院の中でこういう法教育ということについて単位を認定しているのは國學院の一つだけでして、ほかには言わば自主的な活動、東大も中央もそういう活動なんです。だから、伝統的にそういう自由な法律相談をやったり、そういう活動としてやるということにも非常に意義があると思うんです。ただし、先ほど言ったように法曹基盤の拡大とか、学部からのいろいろな継続教育という観点とか、更に法の支配の普及とか、いろいろなことを入れて学部として取り組めば、また、それが一つ評価されるという要素が一つあるのだろうと。でも、それはそれなんですけれども、伝統的にこういうのは自主的なサークル活動で続けられるということに一つ意義があるのかなと。

そのときに、多分、学生側にとってみれば実践する場が欲しいわけですよね。その場所が今、東大にして中央にしても自分たちの出身校とか、いろいろな個人的なコネで、ついでで中学校とか高校に行ってやってくる、そういう現状なんです。この間、聞いたら一橋にしても慶應にしても、いろいろ計画を立ててこんなことをやりたいというんですけれども、その活躍の場がないとサークルを維持していくというのは非常に難しいなど。他方で、学校側はそういうことを先ほど言ったように1クラスだけでなく、ある程度、単位としてまとまって実施してくれたら、それはそれでニーズとして学校側からも手を挙げやすいのではないかなという話も出たんです。

今井先生なんか提案して言っていたのは、ちょうど今、早稲田も含めると東京で6大学になって、その幹事がそれぞれの情報交換みたいなのをやって、一つの情報でこの中学校でやりたいと言っていて、ただ、あと3クラス欲しいと言っているというような場合には、ほかのところとも連携してできるのだったら同じぐらいの時期に何クラスかまとまって、お互いのニーズが合致し合うようなことをやれないかと、そういう情報連携をやろうということはこの間、話していたんです。

そのときに、もちろん、自主的にやっている学校の先生も、個別的にやってくれるのもいいんですけども、教育委員会とか文科省とか、そういう単位でそういう動きに対して何かフォローしてくれるということがあったら、非常にこういうことが続くんだろうなという議

論が出ていまして、私はその辺はあまり詳しくないんですけども、そういうことが可能であれば、是非、どこかモデルケースなり、そういうことに関心のある文科省の方が強く進めてくれると、多分、今後、継続していく上でいいし、東京でそういうことがきちんとできれば、地方に今後、発展していくという可能性もあるでしょうし、何か、せっかくの機会ですから、それを大事に育ててやったらいいかなと個人的には思っています。

笠井座長 ありがとうございます。

先ほどの長戸委員からの御質問も関係して、最後に議題（５）で少しその辺りをまとめてもう一度、やりたいと思いますので、今の法科大学院生による法教育授業に関することにつきましては、取りあえず、このぐらいでよろしいでしょうかね。

それでは、次の四つ目の議題に移りたいと思いますが、映画「ソロモンの偽証」と法教育施策とのタイアップ企画に関する報告についてということでございますので、また、中島さんからお願いいたします。

中島官房付 この度、法教育の広報のための取組としまして、宮部みゆきさん原作の「ソロモンの偽証」という映画とのタイアップポスターを作成いたしましたので御報告いたします。こちらの映画は３月７日に前編が公開されておりまして、今後、４月１１日に後編が公開をされる予定となっております。

こちらのポスターは全国の中学校約１万校強あるいは都内の図書館などに既に発送しておりまして、掲示を依頼しております。本日、机上に配布しております資料の中にも、岩崎委員から御提供いただきました写真を１点入れておりまして、都内の中学校でこのポスターが掲示されている状況が載っております。また、今後、こちらのポスターを法務省の関係機関にも配布する予定でございますし、２月中に各マスコミにもこちらのポスターが配信されております。法務省としましては、かねてから法教育の普及・推進という観点から広報が今後、重要になると考えておりましたが、昨年、この映画の配給会社の方からこちらのタイアップの話の頂きまして、台本のチェックあるいは映画の試写などの機会を得まして、内容を確認しながら検討を行った結果、今回のタイアップに至ったものでございます。

この映画の内容は、主人公である中学生が自分たちで考えながら、真実を見いだそうという内容のストーリーとなっております。ルール的重要性あるいはルール形成の手段、あるいはルールの適用の在り方といったことについて、自分自身で考えるということが法教育の極めて重要な要素であるということ、それから、この映画の主人公は中学生でございます。今回、このような映画とタイアップすることによりまして、主人公と同年代の中学生、高校生を始めとして、広く国民に対して法教育の意義を伝えるための広報、特にマスメディアを活用しての広報として非常に効果的であると思われること、特に法教育をこういった形で大々的に広報していくという機会はなかなかないものでございますので、今回、この映画会社とのタイアップ企画を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。実は私もこのポスターを先日、拝見した後でお願いして送っていただきまして、早速、大学の法学部の掲示板にぼんと今、貼ってあります。御質問等何かありますでしょうかね。よろしいでしょうか。

それでは、これはそういうことでございます。

それでは、最後の議題でございます。先ほどからも出ておりますけれども、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてというのに移りたいと思います。それでは、事務局から御報告をお願いいたします。

安部調査官 事務局から御報告させていただきます。まず、御報告に先立ちまして、本年度に実施いたしました法教育マスコットキャラクターの募集企画に関しましては、昨年12月17日に実施いたしました最優秀受賞者等に対する法務大臣表彰式を持ちまして、無事、終了することができました。その模様につきましては、当省のホームページにも掲載しておりますが、参考までに席上配布させていただきました。このすてきなマスコットキャラクターを選ぶに当たりまして、その応募あるいは投票に御協力いただきました委員の皆様、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

今回の企画実施に関しまして、2点ほど御参考までに皆様に御披露させていただきたいものがございます。まず、1点目は、今、係の者がお手元に持っていますが、特別審査員を務めていただいた藤子不二雄<sup>Ⓐ</sup>先生あるいは村上もとか先生、一条ゆかり先生から直筆のサイン(色紙)を頂いております。これを大切に記念として、今、部長室に飾らせていただいておりますので、もし、お時間等がございましたら見ていただきたいと思います。2点目は席上配布させていただいておりますけれども、実際はこちらになるんですが、現物のこの本なんですけれども、「ジャンプスクエア」という、その中に「PARマンの情熱的な日々」ということで、藤子不二雄<sup>Ⓐ</sup>先生が連載されているところがございます。その中で、法務省でこのような形のキャラクターの審査に携わったという応援メッセージとして執筆いただいたということで、皆様に席上配布させていただきました。藤子先生にお聞きしますと、第2弾もあるよと、心強くおっしゃっていただいておりますので、我々も楽しみにしております。

この法教育マスコットキャラクターとして選出されましたホウリス君なんですが、今後、各方面で活躍してもらいまして、全国の皆さん、特に学校現場の児童・生徒の皆さんに親しまれるキャラクターに成長していったほしいなと我々は願っておりますし、そういった活躍の場を作り出していくことがこれから私たちに求められる課題なのかなと感じております。

本日は最後の議題ということで、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてという議題を御用意させていただきました。これは上川法務大臣から昨年12月の法務大臣表彰式における大臣挨拶を始め、3月13日(金曜日)、衆議院法務委員会において法務大臣所信表明におきまして法教育の充実といった点が強く打ち出されております。これはお手元に席上配布させていただいております。このため現在、事務局におきまして法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組につきまして、鋭意、検討作業を進めているところでございます。次回の推進協議会までには、更なる普及・充実に向けた今後の取組の案をお示しすることができればなと思っております。

本日はそのため、去る3月5日、法教育広報部会を開催したんですが、その際、ホウリス君の活用の在り方等々につきまして、御協議いただいた内容等を若干御紹介させていただきます。構成員の皆様からは大きく二つの御意見を賜っております。一つは広く法教育を知ってもらおう取組、もう一つは学校の教員、児童・生徒に直接働き掛ける取組といった御意見でした。

まず、一つ目の広く法教育を知ってもらおう取組についてでございますけれども、まずもっ

て、インターネットを活用した広報を継続して推進することだと。例えば法務省ホームページでハウリス君が各地の法教育授業例を紹介したり、法務省のツイッターなどでハウリス君がつぶやくなど、そういったことも可能かなと、そういった御意見でした。2点目は各種マスメディアとのタイアップ企画を推進するということです。今回、映画でタイアップいたしました「ソロモンの偽証」、そういった映画を始めまして今後はテレビ、ラジオ、そういったタイアップも推進することが必要だと、そういう御意見も頂きました。この点、テレビはともかくラジオなどの場合はハウリス君の声をどうするかといった問題もありますので、この辺は考えなくてはいけないかなと思っております。

その他教育関連雑誌等への寄稿ということも効果的だなと。そして、「くまモン」とかみたいに自由にみんなに使ってもらうことを展開したらいいのではないかといい声も頂きました。これにつきましては、法務省以外の機関あるいは個人がハウリス君を利用することに関しまして、「くまモン」とかといった地方自治体のケースに見られますように、いわゆる利用許諾申請といった、そういった規定の整備が必要になるのではないかなと考えております。

次に、学校の教員あるいは児童・生徒に直接働き掛ける取組についてですけれども、この点につきましてはハウリス君を活用した、是非、法教育支援といいますか、DVDショートムービーの制作をしてはどうかと、それを学校に頒布すると。例えば小学校の授業では45分という授業の期間ですので、最初の10分あるいは15分、そのDVDをアニメーション的なものを見せて、その後、30分間で話し合うということになれば、相当、効果は高いかなという御意見を頂いております。また、当省の機関が全国に50カ所ありますが、一つひとつの機関が行う出前教室などの法教育授業においても、そういったショートムービーを使用すれば、これまでと違った形での法教育授業の実践ができるのではないかといい声も頂きました。

もう1点はハウリス君、せっかく、こういったかわいいキャラクターを作ったのであるので、グッズを作成して法教育授業とか、あるいは各種イベントの際に配布してはどうかというような御意見を頂いております。グッズの候補としましては、現時点ではクリアファイルとか鉛筆、シャープペンシルは小学校では使っていないということから鉛筆の方が使いやすいとか、あるいは今回、御報告いたしました教材を作成する部会の構成員になっていただいている現場の先生からの中の声では携帯のストラップ、最近はスマホが主流ですのでスマホとかの画面に傷が付かない布製みたいな、そういったストラップもいいのではないかなと、そういったお声も頂いております。その他、企業でよくやっているような商品のパッケージにプリントしてはどうかと磯山先生からも頂きましたり、広報用のリーフレットを作成して教育機関等に配布するとか、そういったこともどうかといった御意見を頂きました。

以上が広報部会において御協議いただいた概要でございます。これらのハウリス君のこれからの活用方策も含めまして、今後、法教育の充実に向けた取組等につきまして、幅広く皆様から御意見を承りたいと存じます。よろしく願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

この議題は、非常にいろいろなことが議論できる議題でありまして広いんですけれども、先ほどから話題が出ていることについてもございますけれども、まず、今の流れでいきますとハウリス君に関して、もちろん、先ほどの問題と絡めてもいいかと思っておりますけれども、ホ

ウリス君の活用方法について何か、今、御紹介があったことについての御意見でもいいですし、ほかに何か、こういうのが考えられるのではないかというのでもあるかと思しますので、頂ければと思います。御質問等でももちろん結構です。よろしくお願いいたします。

これは法務省のキャラクターなんですけれども、裁判所とか弁護士会とか司法書士会とかでこういうのを使うということ自体は何か、新たに別に作るのもあれなので同じ、法テラスなんかが一番いろいろな方が来られるのかもしれませんが、そういうのは何か考えておられるんですか。どうぞ、大須賀委員。

大須賀委員 最高裁判所の大須賀でございます。今、全国の裁判所で裁判官がいろいろ学校等に赴いて、出前講義をするというようなことがそれほど多くはないですけれども、行っておりまして、そういったときの資料に使えるように、今般、こういうキャラクターの方を法務省さんの方でお作りいただいたので、最高裁の方から必要な情報提供は現場に対してしていきたいと思っております。また、私どもとしてはこれまでこういう出前講義のようなことが各裁判官の言わば才覚に任されていて、勝手に行ってこいというようなことでやっていたんですが、今日、いろいろお話も伺って確かに稲川委員からお話もありましたとおり、現場の若者たちにきちんと法的な考え方ですとか、ロジカルシンキングのようなことを裁判官の立場からでも、伝えていくことはできるのかなと思っております。こういったところについて現場の裁判官との間で情報をできる限り共有しようということで、多少の試みを始めているところであります。そういった中で、こういった法務省さんでお作りいただいたようなツールを使わせていただくことができれば、非常に有り難いとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

笠井座長 それはよろしく御検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、磯山委員。

磯山委員 1点、この間、言い忘れたことがあって、ゆるキャラの場合、子どもにとってはキャラ設定がすごく大事なのかなと思っていて、是非、今、法曹三者でどう使うかという話も出てきたところなので、折り合いの付く納得のいくキャラ設定を協力して考えることが大事かなと思います。例えば口ぐせはほうりすかとか言うとか、何かそういうやつが大事かなと思いますのでよろしくお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

江口委員 私は広報委員会するときにも言ったんですけども、単独ではなくてファミリーで、ぜひ、Law則君も子どもが作ったキャラですから、彼女の生きる場もあったらいいなという気がしております。

笠井座長 ありがとうございます。

ホウリス君と、それから、2羽のホウホウと、それから、Law則君と今のところ四つのキャラクターが代表選手ということになっています。そのまた代表がホウリス君になっていますけれども、このサイトの一番トップのところに載っていますけれども、ほかにいかがでしょうか。

今の点が後から関係してもいいかと思っておりますけれども、先ほどから話題に出ています各機関との連携、学校現場と教育委員会なり、各専門家集団なりとの連携といった辺りをどう図っていくかという辺りについての何か御意見があったら、それも頂きたいと思っておりますけれど

も、長戸委員から何か御質問の補足などもございましたら。

長戸委員 私は学校現場の様子というのが本当に自分では分からないので、先ほど伺いたかったのは警察との連携というのは比較的、法教育という点では密な部分があると。弁護士会もいろいろ働き掛けているんだけど、どうして連携先が決まっていないとか、よく分からないというような、そういう意見が出てきてしまうのはどうしてなのかなということ現場をよくお知りになっている岩崎委員から伺いたいなと思いましたが、先ほどロースクール生が法教育をやるに当たって敷居が低いのでという部分もあったんですけども、例えばそういう敷居が低い、高いの問題とか、あと、警察署員だと人数もたくさんいますし、あと、正に非行とか、そういう実利的な部分があるという点で、その連携の濃度に違いが出ているのかなと。そうしたら、その辺りを普及させていくためのもしかしてポイントになるのかなというようなことを考えましたので、その辺りの事情をお伺いできればと思います。

笠井座長 先ほども岩崎委員から答え方として、こういう答え方があったのではないかという話が出ましたけれども、それはそれとして置いておいて内容面とかについて。

岩崎委員 ちょっと話をすると、結局、まず、様々な教育課題に関わる教育を推進する上で、学校にとってみれば必ず、関係機関と連携しなければいけないということはないわけですよ。そのことは後に置いておきまして、いわゆる教育課題に係るいろいろな例えば学校の特色化を図るために、うちは防災教育に力を入れますよとか、うちは食育に力を入れますよとか、例えば法に関する教育に力を入れますよという学校もあるかもしれません。

そっち側のほうをまずお話しさせていただくと、何度もお話が出ているように、基本的にはナショナルスタンダードで学習指導要領に基づいて学校教育はやっておきさえすれば問題ないわけですし、学習指導要領には目標とか内容とか、範囲や程度や方法について書かれていますと思うんですけども、その中に法に関する教育の内容が既に入っているわけですから、法に関する教育をやっていない学校は日本全国でないわけなんですよね。ですから、それでいいよと、教科書を使ってそれをやっていけば、それでうちの法教育は済んだと、それを意識しているかどうかは別ですけども、そういう学校もあれば、授業の中の学習活動、法に関する教育に係る学習活動をもうちょっと膨らませたいよと。そこを膨らませるときに関係機関と連携したいよとか、あるスペシャルな学習活動をやりたいよというところもあるかもしれない。

もう一つは先ほどお話しした学校の特色化を図る取組として、総合的な学習の時間も使って、年間、法に関する教育に係る学習活動を15時間、教科の学習以外にうちはやりたいんだと、それを関係機関と連携したいんだというような様々な学校のニーズがあって、決して一律ではない。極めて現場の学校は多様だということです。

もう一つ、関係機関の連携でいうと、まず、一つ目、学校や教育委員会は先ほどお話ししたように、うちはこれこれをやりたいので関係機関と連携したいんだと思ってから、それを探すわけですから、別に関係機関と連携しなければいけないということはないわけなので、そこで、探している現実があった上で、東京都でいうと、例えば消防庁さんは働く消防の写生会という、まず、東京都の千二百何校の小学校全校でやっています。それから、消防で水をばっと出して放水するのを、学校の子どもたちが実際にホースを持ってやるような活動もやっています。警視庁だと例えば小学校、中学校でいうと、先ほど言ったセーフティー教室とか、あと、3年生で自転車を安全に乗っていくためにとかいうこととか、あと、交通事故

に気を付けようとか、いろいろな面で警察も呼んでいると。

警察、消防というところは行政機関ですから、都の教員も都職ですけれども、行政機関同士の連携が既に施策化されていたり、頼みやすいというところもあるでしょう。当然、市の教育委員会、区の教育委員会もその警察署とは普段から連携しているわけですから、非常に頼みやすい現実的なものもあり、また、消防、警察という日頃から自分の生活に非常に近い存在、子どもにとっても守ってくれるとか、助けてくれるとか、消防の場合は消防団もありますけれども、非常に身近で頼みやすく子どもたちにも捉えやすく、というところで頼みやすい、同じ行政機関として公立学校からすると。だから、警察というのは頼みやすいし、来てもらいやすいし、今は警視庁の方も学校との連携を極めて密にしていこうという向こうの施策もあるわけですから、それが合っているから学校にどんどん来て連携していると。

ただ、それが広い意味で見たら、法に関するということで来られるかもしれないけれども、それが例えば法の担い手としての国民の育成をするとか、いわゆる法教育の中心的な課題というんですか、そこに合っているかどうかは別ですけれども、とにかく関係機関の連携とすると、警察署、消防署と連携していない学校というのはまずないです。それ以外に行政機関というと水道局の水道キャラバンというのは九十何%の学校が呼んでいますよと。これも結局、行政機関。

それ以外のものを学校さんが呼ぶときというのは、非常に現実的な話で申し訳ないんですけども、学校は呼んだときに失敗するのが一番嫌なんですよ、当然。せっかく呼びましたと。子どもにやらせてみたらすごくお話が下手ですよと、まずい発言もあったとか、これは何だど。下手したら保護者からの苦情が来るかもしれないといったこともあり得るわけなんですけれども、実際にどういう人を呼ぶかというのは、現実問題の判断は口づてで草の根的に教員同士でここはいいよとか、ここを呼んだら面白い話をしてくれたよ。それが一番圧倒的に多いです。

リストの中から選ぶというのもありますけれども、公立学校は当然都職なので異動があつて、いろいろな地域に教員自体が行っているような学校にいて、情報を共有する網が非常に広くあつて、そこで、情報を入手しながら、これについてはこの人を呼んだらいい話をしてくれるんだね、誰がいいみたいな、そこぐらいまできちんと情報を持ちながら、確実にやっていきたいというところが学校はありますので、せっかく呼んで、失敗したくないし、打合せでもめたくない、学校のこともよく分かってくれて、学校のオーダーに基づいて、はっきり言えば、いい按配でやってくれるというのか、そういう人を学校は求めている現実がありますから、そういうところから外部の人に頼んでいくことが多いと思います。

ですから、ある年間百何校に行っているようなNPOさん、ほとんど個人で行っているようですけれども、があるんですけれども、それは完全に口づてです、教員の、それで一気に広まって、いい話をしてくれるからということです。お答えになっているか、ただ、先ほど話したように東京都教育委員会としては、法に関する教育を推進する上での法律専門家との連携を進めるということで、しきりに宣伝はしているというところでございます。

以上です。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかの委員から今の点などについていかがでしょうか。どうぞ。

小粥委員 脈絡がないことを幾つか申します。一つは、教育現場とどうやって連携するかです。

私には公立の中学校へ行っている息子がいるのですけれども、彼の先生のお話を伺いますと、都道府県よりも小さいロットで、市の教育委員会が市内の公立学校に対して、例えば今学期は歌のプロに合唱指導を管轄内で1校だけ受けられる予算があるので、希望する学校は手を挙げていい、つまり、謝金も学校ではなく教育委員会の方で出してくれるし、プログラムの内容も手を挙げた学校の方ではそんなに心配しなくてよい、というようなプログラムがあるようです。そういう形で、例えばということですが、教育委員会が、弁護士会からの講師派遣プログラムを用意しておいて、希望する学校が手を挙げて、というような形でやっていく。合唱指導とか、演劇指導とかで実例があるのではないかと思うのです。法教育も、本気で普及させようとするのだったら、そういうやり方もあるのではないかということが一つです。

それから、また全然関係ないことです。配付していただいた法務大臣の法務委員会での所信表明の中で、法教育に力を入れられるということがございましたので、本当にそうなることを想像した上で、これについての感想と申しますか、意見が二つございます。一つはそこで伝えるべき法の中身についてです。伝えるべき法の中身につきまして、今まではこの会議体ですとか、この前身となる会議体で議論されてきたと承知しております。しかし、少なくとも法学の学界という観点からしますと、それで本当にいいのかということについて、議論が十分ではなかったかもしれないと思っております。つまり、この会議体に参加している研究者たち、大村敦志先生などは議論をされてきましたけれども、その議論が十分には広がっていないかもしれないという心配があります。学界としては、そこで伝えるべき法というのは、どんな市民社会をイメージしたものなのかというようなことを、本当はもっと議論しなければいけないのだろうなと感じさせられまして、要は、学界の宿題がありそうだな、ということなのです。

もう一つ、こちらの方が重要だと考えておりますが、現場の創意工夫、自発性ということをご大事にしてほしいということでございます。法教育を普及させようとする場合には、プログラムを定型化していくつか用意しておいて、希望者はその複数のプログラムの中から好きなものを選べるとか、担当教員が法教育に詳しくなくても簡単に授業ができるような教材を開発するということが重要なやり方だと思います。しかし、同時に、バッファを残しておくというのでしょうか、実際に現場で法教育を行う人の裁量の余地を残しておくというのでしょうか、そういうことも大切にしていきたいということでございます。先ほど稲川部長がおっしゃっていましたが、法科大学院の学生さんは、法教育実践の場において、割と自由にテーマを選んで、好きなようにやっている部分があるようでした。それは、非常に良い。教える立場の法科大学院生も、教えるという責任ある立場に身を置いて、じっくり考える機会になりますし、教わる立場の生徒たちも、大学院生から、彼らが自分で考えて彼／彼女ら自身の中に足場のある話を聞くことは、人と人との交流という観点からしても素晴らしいことではないかと思うのです。既存のプログラムを機械的に実行する、言われたことをやれというだけで、生徒さんも、法教育に従事する人も、みなさんやる気が出なくなってしまうおそれがあると思います。人と人との接触の場で、そうした事態が生ずるのは避けたいわけです。その辺りを見通した上で、担当者に、自分自身での創意工夫の余地を残すような形のプログラムにするということが、法の教育にとってすごく大事なことだと思うのです。

司法に携わる人、裁判官も弁護士も、ルールは法律で決まっているわけですが、現



場の法律家は決められたことをそのままやるわけでは全くないわけで、全くないといったらまた語弊がありますけれども、そこに創意工夫の余地がある。仕事のやりがいもある。そういう人間らしい仕事から生まれる結果を大事にしたいということです。同じテーマについての法教育であっても、法科大学院生によって言ったり、やったりすることが違う、その多様性に過度に目くじらを立てないでいただきたい。もちろん、その中に共通のコアがあることは間違いなしだと思います。しかし、余り細かすぎることは決めないで、自由な教育の余地というのを残すということは重要ではないかなと思うのです。

笠井座長 ありがとうございます。

今の御意見に対してでもいいですし、今までのことについてでも結構ですので、何かございますでしょうか。村松委員、どうぞ。

村松委員 警察に比べてなかなか法曹関係者が学校現場と連携できていない。そこはデータの結果から出ているところですので、それはそうなんだろうと思うんです。弁護士会として意識していることは、先ほど岩崎先生がおっしゃったように学校現場の先生というのはリストで選ぶのではなくて、口づてでこれは面白いよ、子どものためになるよ、という情報が広がっていったなというのを、現場で実践していて感じる場所です。そのため弁護士会では、草の根でちょこっとずつ広げていくのが遠回りなようで一番近いのかなということをやっているわけです。そうはいいまして草の根だけではなくて、今まで関心を持っていなかった先生がどう接するような接点を持っていくのか、そこも一緒に考えていかなければいけないだろうと思っています。

そこで、私からの提案なんですけれども、今日、法教育の中学校向けの教材ができたので学校に配るんだという話がありました。それはそれで意義があることなんだろうと思うんですけれども、配るだけではなくて、その後、例えばこれについての何か研修会をしますよなど、何か企画をセットで持っていった方がいいような気がするんです。中学校教材は既に法教育研究会のときに初めての法教育で出版しています。そのときは確かにまだ法教育とは何だという人が多かったわけで、本を出すこと自体に意義があったと思うんですけれども、今はそこから大分環境が変わっていて、法教育に関心のある現場の先生も増えてきている、あるいは関心はないかもしれないけれども、何か法教育があるぞということは知っているという人も増えている。

そういったときに単に本を送るだけではなくて、これについての研修会を実施しますよとか、法務省に問い合わせたなら誰かを派遣しますよとか、弁護士会かもしれないし、検察庁かもしれないし、裁判所かもしれないし、司法書士会かもしれないけど講師を派遣しますよというようなアナウンス、あるいはもし可能であるならば、それこそ教育委員会と連携しながら、あるいは文部科学省と連携しながら、これ向けの研修会を夏に組むなどの企画はどうでしょうか。今日も調査の報告書でも教員向けの研修会に組み込んでもらおうとすごくいいのではないかみたいな報告が出ていましたが、そういう仕掛けをした方がもう少し広がっていくのではないのかなと。草の根の運動と合わせて、せっかく、こういういいものを作るわけですから、そういった新しいファンを獲得するような機会を作ったらどうかと感じました。

笠井座長 ありがとうございます。

今の点でもほかのことでも結構ですので、ほかの委員の方からいかがでしょうか。どうぞ。

江口委員 別のこともかもしれないんですけども、長戸委員がインフォメーションセンターみたいな役割を担うような構造はできないかというニュアンスで言われたと思うんですけども、そう考えてみれば、十何年たって司法書士会、日弁連、それから、関弁、各地方単位会と、それぞれ現場の実務家として実際にやった人間の意見を集約していないですよ、法務省だって考えてみれば。ここの中で推進協議会を始め、研究委員会でも確かに作り込んできたんですけども、実際、例えばロースクール生の面倒を見ている今井先生とか、そういう人たちを一回、集めてみたらどうですかと。いやいや、これはいろいろそれぞれ、自立した団体ですから別にここは声を掛けなくても、お互いの委員会でやってみましょうかとやってみて、どういうアクセスがいいのかとか、どういう構造に持っていったほうが楽なのかというのをやらないと、急にやって教材をと言われてもというところがありそうな気がして、そういう気がしました。

笠井座長 どうぞ。

安部調査官 ありがとうございます。

正に今、そういったところを深く大臣からも求められている関係もございまして、深く検討しているところです。ただ、この場ではまだまだ、今の時点で皆様にいろいろ内諾を得なければいけないこととか、あるいはいろいろなところに働き掛けなければいけないところがございますので、いまだ、ここでは確実なことは何も申し上げられませんが、正に江口先生からおっしゃられたようなことを考えておりまして、次回のときには何らかの形で編んでお示ししたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

江口委員 1点だけ、そのときにロースクール生も文科省の一員ですから、ロースクールという構造が、文科省も、是非、所掌局を始め、つないでみてください。樋口先生がいらっしゃるんですけども、そこが動かないと学校はなかなか手を出しづらいと、こういう構造があるので、樋口先生、荷が重いかもしれませんが、つないでみるという必要はあるのではないのというのが素直な感覚です。

笠井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員 情報提供でいいですよと、法教育も含めた〇〇教育という言い方で先ほど出ましたけれども、東京都教育委員会はそのほとんどとっていいですかね、〇〇教育に関わる指導資料を出しています。私はこちらにも出ていますけれども、12月は金融広報委員会にも出ていましたし、時には租税教育推進協議会にも出て、いろいろなところで結局出て、その度に法教育は大事ですねとか、金融教育は大事ですねと、すみません、そういう話になってしまうわけなんですけれども、東京都教育委員会としてそれぞれの〇〇教育に関わる啓発資料とか、指導資料は出していますが、それが学校を多忙にさせている一つの原因だと、学校の教育活動がオーバーフローして大変になっているというのは、都教委が出している指導資料にも原因があるという指摘が実はありまして、東京都教育委員会は今後、〇〇教育に関わる指導資料を出すときに、必ず標準時数内の授業の中で終わる取組例しか出さないという方向性で今後取り組んでいきます。

それともう一つは、いろいろな〇〇教育をどうしていこうかというときに〇〇教育を整理して、何十種類もあるものを整理しまして、これは教科のここでやっていますよ、これは教科のここでやっていますよと。これは先ほど私がお話ししたように、スペシャルな活動とし

て時間を少し多めに取ってやるにはこういうやり方がありますよ、また、特色化を図ってもっと膨らませて取り組む場合は、こういうやり方がありますよというのを学校が、うちの学校はこういうニーズでやりたいんだから、こうやればいいんだなという、その参考になるような、そういうものを今後、作る計画でおります。

以上です。

笠井座長 ありがとうございます。どうぞ、橋本委員。

橋本委員 先ほど法教育の充実に向けての取組として、学校の先生方への普及ということでショートムービーの話が出てきたんだと思うんですけども、大体10分か、15分ということでしたけれども、恐らく授業を行うときの教材をイメージしているのか、法教育を説明するためのショートムービーなのか、その辺りはどうなのかということをもっとお伺いしたいんですが。

安部調査官 今、正に専門家等々の方に御意見をいろいろ伺っている最中でございます。先ほどからも法教育とは何ぞやという話題も出ておりますので、何かそういったものに結び付く、なかなか、お答えにならないんですけども、大事なルールとかは何だろうとか、そういったものを総論的な部分で何かうたうことができればと思っております。先ほど江口先生もおっしゃったようにキャラクターの4人を使って、法教育は何だろう、これだよとか、こういうことなんだよというようなことをいろいろ漫画家の先生なんかとも御相談しながら、その内容を固めていきたいなと思っているのが実情でございます。

橋本委員 分かりました。実は学校の先生方を対象にした法教育の研修をするときに、一時期、模擬裁判のDVDを見せて、それを評議してもらおうということをやっていたんですけども、必ず研修が終わった後、そのDVDをコピーさせてくれというんです、先生方は。それを授業にそのまま使いたいと。なぜ、そうおっしゃるかという、30分、見せて、あと、子どもたちに議論させて考えさせたことを自分が経験しているので、自分が学んだことを活かせば良いと。実は今回、中学校の指導事例集を作られましたけれども、全部、読んで授業をするよりも、恐らくそういう形でDVDで研修をやって、それを繰り返しやっていくという方が先生方はやりやすいんですよ、授業をやりやすい、取り組みやすいというのがあって、それで、お伺いしたということなんです。つまり、どういうことかという、ショートムービーもそういう教材みたいなもので作って、それを見せて実際に授業に使うというようなスタイルも一つ発想して、持っていた方がいいのかなと思ったのでお話ししたということなんです。

以上です。

笠井座長 先ほどの研修という話にも関わるところだと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、樋口委員。

樋口委員 1点、恐らく、資料1、こちらの普通科高等学校における実践状況の調査報告書、これを基に今日は議論が進んでいるのではないのかなと理解しております。御承知のとおり、普通科という一つの科に特化した調査でして、一方で、商業科ですとか工業科、そちらの先生方ともお話をすることがあるんですけども、そちらの学校の先生方にとっては、様々な方と連携をする、これは当たり前のことであると。普通科の先生方ですとか、私は公民科の授業ですとかで、そういうところで連携の在り方なんていう話をしたり、話を伺ったりすることもあるんですけども、今更、何を話しているんですかと、このような反応が出ることもあるわけなんです。

したがって、高等学校も多様でありますので、来年度、また、調査をなさるということでもありました。そちらの結果を見ると、また、どのような連携の在り方という、その示唆も見えてくるのではないのかなと思っております。喫緊の課題としてショートムービーを作成する、しない、そのこともあろうかと思えますし、もう数年先のところも見据えた上で、そのような議論もできるのかなと思っております。

笠井座長 ありがとうございます。

大体、時間がいい時間になってきましたけれども、特に何かこういう点はということ、よろしいでしょうか。どうぞ、高橋委員。

高橋委員 後で皆さんのお手元にいくと思いますが、司法書士会の方で司法書士のためのハンドブックというのを作りました。司法書士会というのは昭和の時代から長く消費者教育を中心にやってきて、それに法教育のエッセンスを加えて今の形になっているという歴史があります。改めて全国に2万数千人の司法書士がいますけれども、我々の会もなかなか法教育の現場に立つ会員の数が少ないものですから、会内的にもうちょっと裾野を広げるという目的で、こういうハンドブックを作りました。理論編、実践編ということで内容がありますので、是非、お読みいただいて参考にさせていただきたいと思えます。対象は小学校から大学、それから、児童養護学校であるとか、特別支援学級であるとか、いろいろなところに司法書士が行っている姿も、これを読んでいただければ見えると思えますので、御参考にしていただければと思えます。

以上です。

笠井座長 ありがとうございます。

今の司法書士さんの取組について何か御質問とかはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに何か御発言等がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、ごさいませんでしたら本日はこれで協議会の会議を終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡をすることになります。

では、皆さん、どうもありがとうございました。

—了—